

概要

■特 色

- ・ 3名まで埋蔵できる墓石付きの墓地です。パートナーやお友達と埋蔵できます。
- ・ 期間終了までのお申込みで、期間の延長、樹木葬墓地個別への変更ができます。
- ・ 期間終了後、弊社が樹木葬墓地へ改葬して永代供養します。改葬費用は発生しません。個別への改葬には追加費用が必要です。
- ・ 期間中、または期間終了後に他墓所への改葬（遺骨引き取り）ができます。
- ・ 期間終了後、墓石撤去、墓域の原状回復は弊社が行います。費用は発生しません。

■申込から埋蔵までの流れ

見 学

お申し込み前に、現地見学やチラシ等をご覧いただき、どのようなお墓かご確認ください。ご不明な点は、お問い合わせください。

申込手続

受付窓口（Tel025-234-2633）にて「小規模墓地使用申込」に関する書類一式をお渡しします。必要事項の記入および必要書類をご用意のうえ、お申し込みください。

納入通知

提出書類の審査後、使用料（管理料含む）納入通知書を郵送します。納期限までに指定金融機関等で納入してください。期限までに納入されない場合は取り消しとなります。
※一度納入された使用料等は**お返できません**。

銘板打合

墓石は、弊社統一規格になります。
銘板部分については石種（3種）字体（4種）から選んでいただきます。

完成受渡

墓石が完成後、受け渡し時に「太夫浜霊苑小規模墓地使用承諾証書」を交付します。埋蔵時に必要になりますので、大切に保管してください。

使用開始

使用開始は、埋蔵日からではありません。
「太夫浜霊苑小規模墓地使用承諾証書」に記載されてある承諾日からの使用期間になります。

埋 蔵

ご遺骨は、公社指定の大きさの骨壺に収納し、埋蔵してください。
（骨壺は事前にお渡しも可能です。）

申 込

■ **申込資格** 焼骨を埋蔵し、その祭祀を主催する方になります。

■ **申込上の制限**

- ・ 使用区画は選べません。
- ・ 使用者（申込者）と埋蔵者が親族かどうかは問いませんが、使用者が埋蔵者の祭祀を主催する関係にあることを条件とします。

■ **費 用**

- ・ 下記費用には、墓石撤去費用も含まれています。
- ・ 樹木葬墓地個別のお申込は、追加費用が必要です。
- ・ **一度納入された使用料等はお返しできません。**

なお、樹木葬墓地個別に改葬する方で、その権利を返還される場合は、樹木葬墓地個別の使用料の5分の1をお返しいたします。

使用期間		内 訳 (税込)			合計金額 (税込)
		墓地使用料	墓石使用料	管理料	
10年間	2体まで	165,000円	660,000円	55,000円	880,000円
20年間		330,000円	660,000円	110,000円	1,100,000円
30年間		495,000円	660,000円	165,000円	1,320,000円
使用期間	3体目	82,500円	—	27,500円	110,000円
更新使用料 (10年毎)		165,000円	—	55,000円	220,000円

※使用料は、2体まで同料金です。3体目は追加費用がかかります。

※樹木葬における銘板設置（希望制）は追加費用が必要です。1体につき11,000円（税込）

銘板設置は返還（樹木葬墓地へ改葬）後設置いたします。

※合同の埋蔵場所は「槻の丘」になります。

■ **必要書類**

使用申込書をご提出の際に、以下の書類をご用意していただきます。

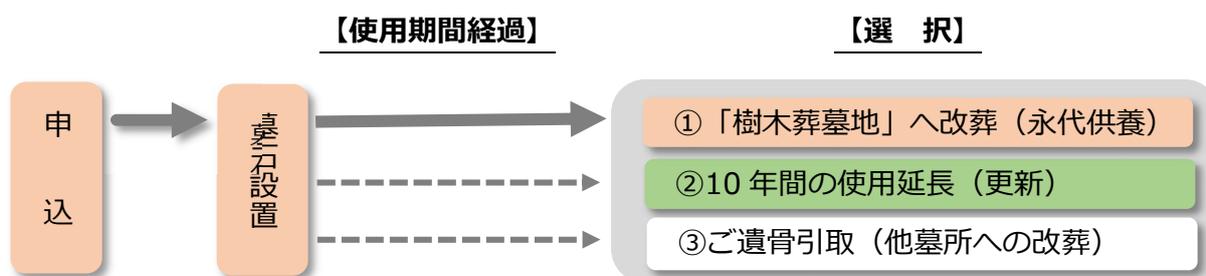
- ① 使用者（申込者）の本籍地の入った「住民票」
- ② 使用者（申込者）および埋蔵者（生前）の「印鑑登録証明書」
- ③ 「樹木葬墓地改葬承諾書」（使用者および埋蔵者の押印（実印）が必要）

使用期間終了後の選択

■使用期間終了後の選択

使用期間終了後は、樹木葬墓地へ改葬いたしますが、ご希望により、次のいずれかを選ぶこともできます。

※使用期間終了3カ月前を目途にお申し出ください。



① 「樹木葬墓地」へ改葬（永代供養）

- ・ 墓石の撤去および改葬手続きは弊社が行います。
- ・ 生前埋蔵者へは、樹木葬墓地の「太夫浜霊苑樹木葬墓地使用承諾証書」を交付します。
- ・ 合同の埋蔵場所は「槻の丘」になります。

② 10年間の使用延長（更新）

- ・ 更新使用料 220,000 円を納入していただきます。

③ ご遺骨引取（他墓所への改葬）

- ・ 埋蔵されているご遺骨及び埋蔵されていない埋蔵者の「樹木葬墓地」に埋蔵する権利は消滅します。なお、樹木葬墓地個別に改葬する方については、樹木葬墓地個別の使用料の5分の1をお返しいたします。
- ・ ご遺骨引取に関する改葬手続きは、公社では代行いたしません。
- ・ 使用権消滅後、墓石は公社が撤去します。（撤去費用は発生しません）

※「連絡がとれない」場合は、申込時に提出いただいた「樹木葬墓地改葬承諾書」に記載の通り、樹木葬へ改葬の意思表示があったとみなします。

墓石について

墓石は上から「^{さおいし}竿石」「^{だいし}台石」骨壺を納める「カロート」から構成されています。「^{さおいし}竿石」の表面には、「銘板」を取り付けます。「銘板」は3種類の石種の中から好きなものをお選びいただき、好きな文字を彫刻できます。

「書体」は4種類（楷書体・行書体・隷書体・丸ゴシック体）からお選びいただけます。

「文字」は^{さおいし}竿石側面、銘板正面、花立表面に彫刻されます。（全て同じ書体となります）

その他に「花立」「香炉」「ローソク立」などが設置される小さなお墓ですが、標準的な仕様・デザインのお墓となっています。

感謝 感謝

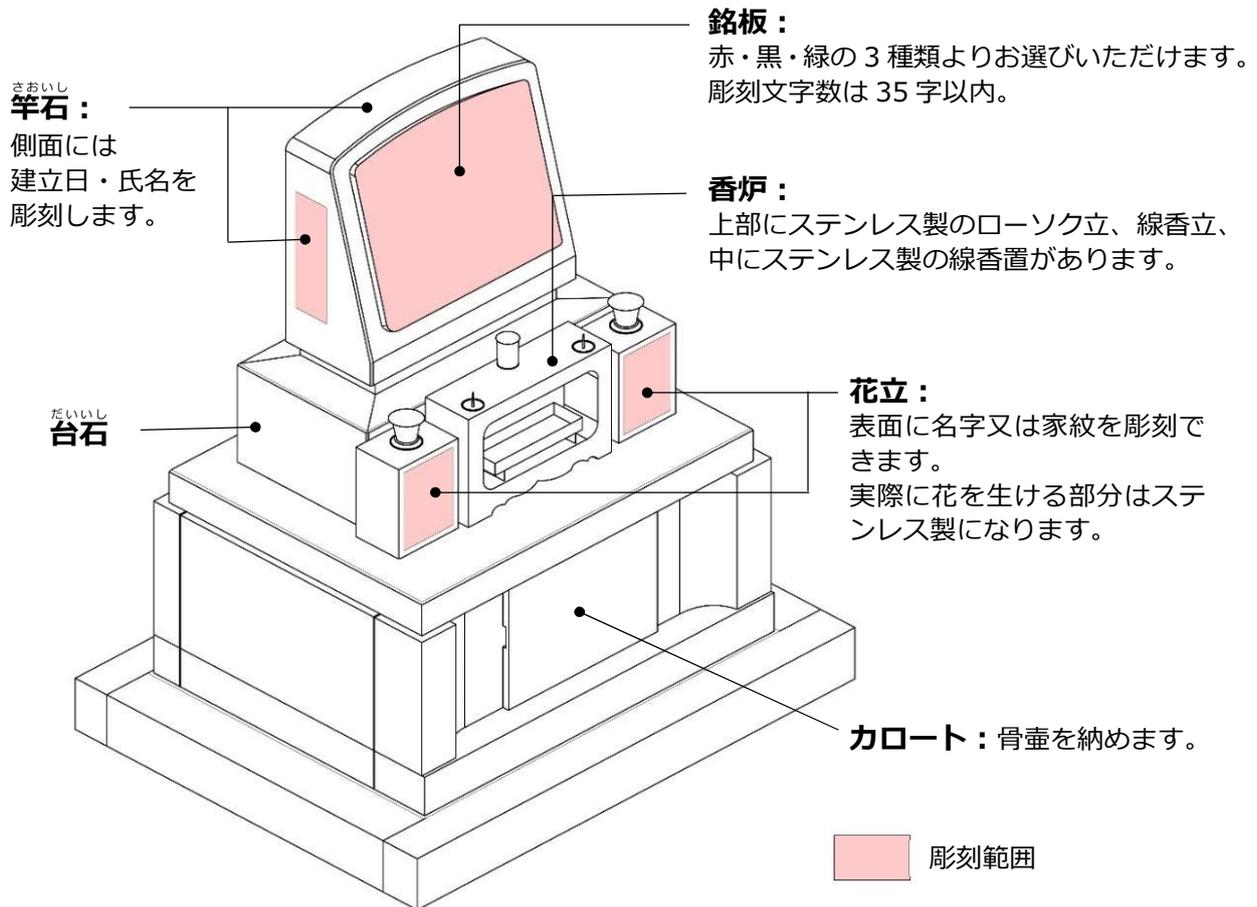
楷書体

行書体

感謝 感謝

隷書体

丸ゴシック体



※文字は彫った石の色になります。文字の墨入れは
できません。

墓石：白御影石 小目（中国産） 間口・奥行：78 cm×78 cm 総高：112.5 cm
銘板：幅 40 cm×高さ 32 cm（石種 3 種類より 1 種類選択）
洋型墓石（^{さおいし}竿石・^{だいし}台石・カロート） 花立・香炉・ローソク立

埋蔵手続き

■埋蔵に必要なもの

- ①「埋蔵届出書」(管理事務所にございます。HPからもダウンロード可能です。)
- ②「小規模墓地使用承諾証書」
- ③「埋火葬許可証」(火葬場で発行されるもの。通常は骨箱に入れてくれます。) または「改葬許可証」

■注意事項

- ・指定骨壺に焼骨を収納し、埋蔵してください。
事前に骨壺をお渡しすることができます。管理事務所にお越しください。
※指定骨壺と同じ大きさの場合は、そのまま埋蔵できます。
- ・埋蔵はご親族で行ってください。
- ・埋蔵できるご遺骨は火葬した「焼骨」のみです。
- ・思い出の品などの副葬品やペットの遺骨は埋蔵できません。

使用上の注意

■管理責任

- ・使用者の承諾なしに、墓域等の改修は行いません。
- ・墓石の経年劣化にともなう改修は行いません。
- ・花立、線香立、香炉等を破損・紛失した場合、弊社は責任を負いません。使用者でご用意ください。

■使用上の注意

- ・使用者が、墓石の形や質を変更、墓域内の改修や植栽を禁じます。
- ・献花は、一定期間後管理人が撤去します。供物等はお参り後、お持ち帰りください。
- ・火災防止のためお帰りの際は、お線香、ローソクの火が消えていることをご確認してください。

施設案内

■ 開門時間

[3～6月] [9～10月] 8:00～17:00

[7～8月] 7:00～17:00 [11～2月] 9:00～16:00

※GW、お盆、お彼岸期間および年末年始は正面門扉を24時間開放いたします。

■ 管理事務所

- ・管理事務所では、各種お手続き、お申込みや相談をお受けしています（9:30～16:00）。
- ・エントランスホールは、来苑者の方の休憩などにご利用いただけます。
- ・多目的トイレ、車いすをご用意してあります。職員の手伝いが必要な際は、お気軽にお声かけください。

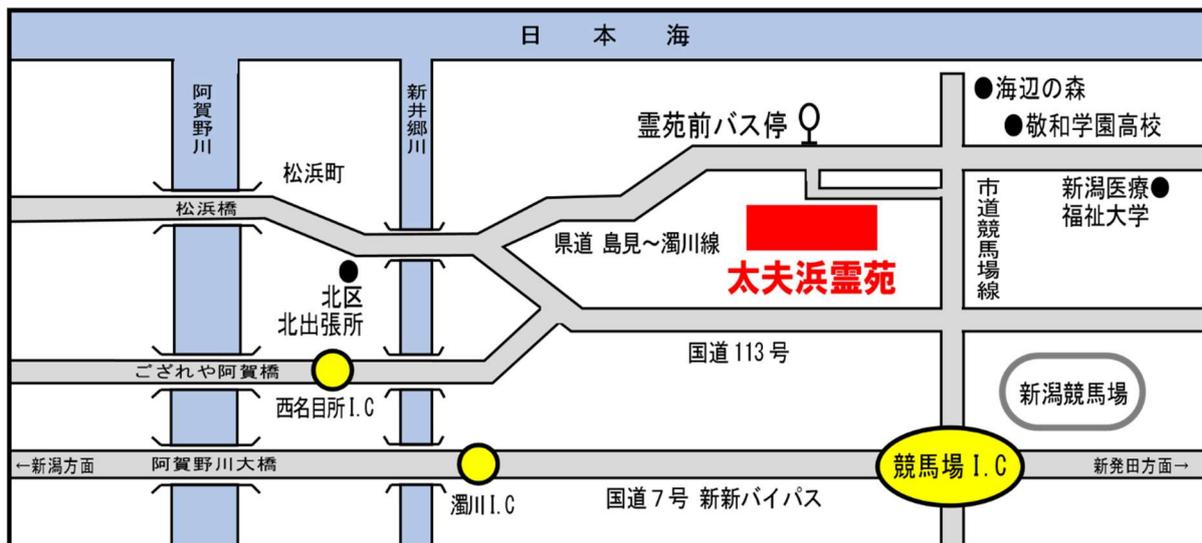


管理事務所 外観

■ 太夫浜霊苑へのアクセス

【お車ご利用の場合】 国道7号線（新新バイパス） 競馬場 I.C から日本海方面へ向かい4つ目の信号を左折。競馬場 I.C から約5分。

【バスご利用の場合】 新潟駅発「新潟医療福祉大学行き」または「太郎代浜行き」乗車 → 「太夫浜霊苑前」下車、バス停から徒歩約3分。



霊苑管理事務所／所在地：〒950-3112 新潟市北区太夫浜 2549-1

TEL：025-259-5401

※お客様対応の状況により、お電話が通じない場合があります。ご了承ください。

太夫浜霊苑案内図



凡 例		
まつの音 一般墓地	3m ²	
	4m ²	
	6m ²	
	9m ²	
	12m ²	
フラットアプローチ0.8m ²		
楓の丘 樹木葬墓地		
清風の杜 樹木葬墓地		
やすらぎの径 小規模墓地		

- ○内の番号は、区画割の表示です。
- 区画内の墓碑番号は、管理事務所にお尋ねください。
- その他詳細は、管理事務所にお尋ねください。